

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業としての社会的存在意義を意識し、常に探求心を持って、確固たる技術力・品質により顧客の信頼を得ることを基本に企業活動を行うことであります。また、株主や投資者へのアカウントビリティを経営上重要な事項と認識し、経営及び業務に関する幅広い情報をタイムリーに開示するとともに、持続的な成長、発展を通じ、企業価値を増大させ、社会、お客様、そして株主の皆様から継続的に信頼を得られる企業グループになることを目指しております。

当社グループは、企業価値を継続的に向上させるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題であると認識しており、適正な経営の意思決定を図り、効率的かつ健全な業務執行を行うべく、経営チェック機能の充実に努めております。また、取締役会を事業構造改革の機能並びに業務執行の監督機能を担うものと位置づけ、取締役会において、より活発で十分な議論がなされ、的確かつ迅速な意思決定が行えるように構成員数の適正化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社細江ホールディングス	1,600,000	27.26
細江 正大	480,000	8.18
細江 美則	465,220	7.93
紀陽興産株式会社	390,000	6.64
株式会社紀陽銀行	290,000	4.94
太洋工業従業員持株会	229,924	3.92
小川 由晃	137,500	2.34
旭東ホールディングス株式会社	102,800	1.75
前尾 和男	60,300	1.03
株式会社南都銀行	50,000	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

12月

業種

電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上西 令子	その他											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上西 令子	○	当社株式を600株所有しておりますが、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	長年にわたる地方行政に携わった幅広い知識や豊富な経験を有していることを踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したものであります。また、当社初めての女性取締役としての立場からも十分な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから選任しております。なお、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。独立性に関しては、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査役監査基準に基づき、監査役は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法と四半期ごとに会合をもち、意見交換・情報交換を行うことにより、監査の実効性を高めており、会計監査人の監査計画について、会計監査人からあらかじめ報告を受け、監査及び四半期レビューにおいて生じた問題等に関する聴取を適宜行うとともに、各決算終了後の監査報告会において監査結果の報告を受ける等の情報交換により、連携を確保しております。また、内部監査部門及び内部統制部門との連携に加えて、外部監査人として会計情報を中心に監査を実施する会計監査人は、正確な社内情報や業界情報を入手することには限界があるものの、常に会社の経営者や経営幹部と接触するとともに、企業の内部情報や業界情報に精通している常勤監査役及び経営企画部との密接な連携を確保しております。更に、常勤監査役は経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し、各部門長より事業の現況を監査計画に基づき定期的に報告を受け、内部監査部門及び内部統制部門と連携をとり、往査及び重要文書等の閲覧を中心に監査を実施しております。更に、監査役は定期的に内部監査の結果について報告を受け、必要に応じて常勤監査役は内部監査に同行し、内部監査の状況を監視しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
崎前 和夫	他の会社の出身者													○
和中 修二	公認会計士													○
中川 利彦	弁護士													○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

崎前 和夫	○	常勤監査役 当社株式を6,200株所有しており、また、2011年2月まで当社の取引先である日興コーディアル証券株式会社(現S M B C日興証券株式会社)の業務執行者として勤務していましたが、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	長年にわたる金融機関での実務経験や豊富な知見を有していることに加えて、2011年より当社の常勤監査役を務め、当社グループの事業内容に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるという判断から選任しております。なお、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。独立性に関しては、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
和中 修二	○	当社株式を1,400株所有しておりますが、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	公認会計士・税理士の資格を有しており、豊富な経験と専門的な知識を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できるという判断から選任しております。なお、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。独立性に関しては、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
中川 利彦	○	当社株式を300株所有しておりますが、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士の資格を有しており、法律面からの高度な知識及び経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できるという判断から選任しております。なお、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。独立性に関しては、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く。)を対象に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

報酬等の総額が1億円以上である取締役は存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
事業報告においては、取締役の報酬等の額として、取締役の総額を開示し、社外取締役は別に総額を開示しております。また、有価証券報告書

においては、取締役の報酬等として、社外取締役を除く取締役の総額を開示し、監査役報酬を含めた社外役員の総額を開示しております。
なお、事業報告は定時株主総会招集ご通知として、当社ホームページに掲載しており、2019年12月期における取締役に支払った報酬等の総額は、以下のとおりであります。

・取締役に対する報酬等の額45百万円(うち社外取締役2百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬の額又はその算定方法の決定方針については、株主総会でご決議いただいた報酬総額の限度額の範囲内において、「役員報酬規程」に定めております。その内容は、各事業年度における業績の向上及び中期的な企業価値増大に向けて職責を負うことを考慮し、取締役の報酬を決定する基準を定めることを目的としております。

取締役の報酬額は、役位に応じた報酬レンジを設けた役付部分と、役位ごとの基準金額をもとに中期的な企業価値増大に向けて職責を負うこと及び前事業年度の業績・経営環境等を勘案した上で加減される部分により構成されており、個人ごとの報酬額については、「役員報酬規程」に基づき、社長が総務担当役員等と役位ごとの評価を協議した上で報酬案を立案し、取締役会において決定することとしております。なお、当社は本書報告日現在、業績連動報酬制度を導入していません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専従スタッフは配置していませんが、経営企画部がその役割を担っております。社外取締役や非常勤の社外監査役は社内状況や重要な情報を把握しにくいことから、必要に応じて常勤監査役又は経営企画部が、直接社外取締役や非常勤の社外監査役に対し報告・説明を行う等の、全般的な支援体制を整えております。

また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、経営企画部長等の指揮命令を受けないことを「業務分掌規程」に規定することでこれを徹底しており、監査役の指示に基づきその業務を行う体制であります。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

一名

その他の事項

当社は、相談役、顧問等の高度な経営経験・知識や専門的知識を有する人材に関する「特別職規程」を定めておりますが、本書報告日現在、特別職に該当する者はおりません。

なお、当社における特別職については、取締役会で審議・決定し、任期は1年としております。また、職務につきましては、当社の経営全般に関する助言者として、高度な一般知識・専門的知識を以って積極的に助言や直接的支援・協力をを行い、業績の向上に寄与するものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

当社の経営上の重要事項決定機関である取締役会は、本書報告日現在取締役4名(うち社外取締役1名)及び監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。なお、構成員のうち女性1名であります。原則として毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催しており、重要な業務執行やその他法定の事項について決定を行う他、業務執行の監督を行っております。

2019年度における取締役会の個々の出席状況は、代表取締役社長細江美則(23回/23回)、取締役坂田吉啓(23回/23回)、取締役堀井健司(23回/23回)、取締役上西令子(社外取締役、22回/23回)、常勤監査役崎前和夫(社外監査役、23回/23回)、監査役和中修二(社外監査役、23回/23回)及び監査役中川利彦(社外監査役、17回/17回)であります。なお、中川利彦は、2019年3月19日就任以降の出席状況を記載していません。

当社は、取締役候補者を決定するに際し、各事業分野に精通している人材であり、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識と経験を備えているか、あるいは経営の監督機能発揮に必要な分野の経験、見識を有しているか等に基づき選任することとしております。社外取締役に關しては、経営全般における監視・提言が可能である幅広い知識及び組織においてリーダーシップを発揮できる豊富な経験を有する者、企業戦略に関する深い学識を有する者、コンプライアンス等の内部統制に精通した弁護士等が適切なバランスで選任されるように検討し決定しております。

経営陣幹部である取締役の報酬の決定方針及び手続きについては、「取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

監査役監査については、経営理念を踏まえ、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを基本とし、公正不偏の姿勢をもって監査活動を行うことを監査方針とし、本書報告日現在常勤監査役1名及び監査役2名の社外監査役3名は取締役会に出席することにより、議事運営及び決議内容等を監査し、積極的に意見表明を行っております。

当社は、監査役候補者を決定するに際し、独立性が高く、豊富な経験や幅広い見識及び財務・会計・法律等に関する専門的かつ高度な知見を有しているか等に基づき適切なバランスで選任されるように検討し決定しております。

内部監査については、経営企画部が担当しております。同部の人員は3名で構成されております。具体的な業務として、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務運営及び財産管理の実態を調査し、各部署の所管業務が法令、定款、社内規程、諸規則、マニュアル及び内規に従い、適正かつ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を社長に報告するとともに適切な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上を図り、不正及び事故等の発生を未然に防止すべく内部監査を実施しております。最近1年間においては、経営企画部が内部監査計画書を作成

し、それに基づき当社の子会社を含めた全部署を対象に業務監査を実施いたしました。その際の指摘事項については、対象部署に対し改善要求勧告を行い、当該部署より「内部監査改善要求に関する回答書」の提出を義務づけ、次回内部監査時に回答書の改善実施状況をチェックすることで改善策の実行を徹底し、再発防止に努めております。

会計監査については、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査についての契約を、EY新日本有限責任監査法人と締結しております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。なお、2019年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名は、西野尚弥氏及び栗原裕幸氏であり、継続監査年数はいずれも7年以内であります。監査業務に関する補助者の構成は公認会計士5名、その他16名であります。

取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、定例開催は6ヶ月に1回、臨時開催は必要に応じて開催することとしております。当該委員会の所管事項としては、コンプライアンスに係る取り組みを推進すること、コンプライアンス違反の事例が発生した場合に、是正措置及び再発防止策を講じること並びに内部通報の適正な処理をすること等により当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化を図っております。コンプライアンス委員会の構成員は、代表取締役社長細江美則（議長）、取締役上西令子（社外取締役）、常勤監査役崎前和夫（社外監査役）、監査役中川利彦（社外監査役）、総務担当役員、経営企画部門長及び取締役会が承認した者であります。なお、構成員のうち、女性は1名であります。

当社グループの経営課題に関する重要な事項の協議や、各部門の業務執行に関する調整を行う機関として、経営会議を毎月1回定例開催しております。また、意思決定等の重要事項は各部門長から各部署に伝達され、各部署長は伝達事項に基づき業務を執行しております。経営会議の構成員は、代表取締役社長細江美則（議長）、取締役坂田吉啓、取締役堀井健司、常勤監査役崎前和夫（社外監査役）、執行役員及び各部門長等であります。なお、構成員のうち、女性は0名であります。

当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約は締結しておりませんが、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結できる旨を、定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の経営上の重要事項決定機関である取締役会は、本書報告日現在取締役4名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。社外取締役は1名ですが、豊富な知見に基づいた適切な助言を受けるなど取締役会における議論のさらなる活性化が図られていることから、取締役相互による取締役会の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化に繋がっております。また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ柔軟に高度な経営戦略を決定できる業務執行体制を築くために、経営の監督を行う取締役会と業務執行を担う執行役員を分離してそれぞれの役割分担を明確にする執行役員制度を導入しており、本書報告日現在執行役員は3名（うち女性0名）であります。比較的少数の取締役により構成される取締役会の迅速な意思決定と特定の事業分野毎に責任をもつ執行役員の機動的な業務執行によりコーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、効率的な経営の実現と競争力の強化を目指します。

監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の社外監査役で構成されております。監査役は取締役会の他、社内の重要な会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立の経営監視機能が重要であると考えており、社外取締役による監督及び監査役全員を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化して社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能は十分に機能する体制が整っていると認識しており、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年12月期においては、2020年3月18日の定時株主総会に対し、招集通知を2020年2月26日に発送しており、定時株主総会開催日の3週間以上前を目途に発送することで、株主の議決権行使に考慮しております。また、招集通知を発送する前にTDnet及び当社ホームページにおいて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	12月が決算月であり、しかも決算日が月末でないため、株主総会開催日の分散化が必然的に図られており、かつ投資家の繁忙期が回避されていることから、本社立地の制約に起因する実出席の難しさを別にすれば、株主の議案検討、議決権行使は相対的に容易であると思われます。
その他	株主総会において、スライドを用いた説明を行い、参加いただく株主に理解しやすい説明を行っております。また、株主総会招集通知を当社ホームページのIR情報に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社のホームページの経営方針に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト及び機関投資家を対象とした決算説明会を2020年2月14日に開催しております。 また、代表取締役社長による決算内容及び事業概要の説明の他、質疑応答の時間を設けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを設け、事業内容に関連する事柄について紹介する他、決算関連資料等の適時開示資料、プレスリリース、会社説明会資料及びコーポレート・ガバナンスの状況等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署を経営企画部とし、IR担当役員を代表取締役社長としております。また、IR事務連絡責任者を経営企画部長としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、各ステークホルダーの立場を尊重する旨を明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・2001年6月にISO14001を取得しており、環境保全活動推進に全従業員が一丸となって取り組んでおります。また、企業が社会の一員であることを深く認識し、社会貢献、災害への支援等を積極的に行っております。 ・2019年8月21日に「太洋工業SDGs宣言」を表明いたしました。この表明は、2015年9月国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)を、世界の持続可能な社会の実現のための共通課題・社会的責任として取り組むべきものと捉え、表明したものであります。メーカーとして先端技術に常にチャレンジし、事業活動を通してSDGsの取り組みを行い、持続可能な社会の実現を目指します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーのもと、適時、適切な情報を公平にお届けするために当社のホームページ内にIRサイトを設け、積極的に各種情報の提供に取り組んでおります。

その他

限られた人材の中で従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮することで大きな戦力を得ることを目的とした人材活用、特に女性従業員の活躍の場を広げていくことが今後の経営戦略の重要な一つであると考えており、女性従業員の活躍を推進することを目的としたプロジェクトチームを発足し、職場環境・風土の改善やワークライフバランスの実現に向けた社内制度改革等に取り組んでおります。具体的には、法定を上回る育児休暇制度の制定、柔軟な勤務時間の設定や半休制度及び時間外制度の導入等があります。また、女性従業員の育成・登用に関しては、指導的地位の女性を2020年度末に2名、2025年度末には7名とすることを社内数値目標として掲げております。その達成に向けては、従業員に対して男女の経験・キャリア意識の差を埋める働きかけを続けるとともに、採用や昇格等において性別に関係なく実力や成果に応じた評価が行われる仕組みづくりに取り組んでおります。これらの取り組みの結果、2018年2月に次世代育成支援対策推進法に基づき高い水準で取り組みを達成した優良企業として、「子育てサポート特例認定(プラチナくるみん)」を取得し、女性活躍推進法に基づく「基準適合一般事業主」の認定(愛称:えるぼし認定)のうち、最高位認定を受けるに至りました。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、法令遵守体制、リスク管理体制等、当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針を決議しており、コーポレート・ガバナンスの基盤となるコンプライアンス（法令・規範の遵守）についても、規程等を制定し、経営トップから各従業員に至るまで、周知徹底を図ることで、経営の健全性・効率性・透明性を確保し、企業価値の向上に取り組んでおります。

当社の組織は、管理部門（経営企画部・経理部・総務部）、事業部門（営業部門・製造部門等）に分かれております。これにより管理部門と事業部門との内部牽制及び内部管理機能の強化を図るとともに、事業部門内の各部門間においても内部牽制及び内部管理体制を充実したものとしております。管理部門内の各部門間の連携により社内諸規程の運用管理、整備等を行っており、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備するとともに、関係法令の改正や内部組織の改編、変更とそれに伴う内部組織機能の変更に応じて、社内規程の見直しを随時行っております。また、総務部において構築した内部統制システムを運用し、適時適切な見直しを実施しております。

当社グループ全体の内部牽制強化を図る部門としては、社長直属の経営企画部がその職務を担当しており、経営管理情報の管理、情報開示等を行う一方で、内部監査業務も行っております。また、監査役、内部監査部門及び経理部門等の関係部門と会計監査人が随時意見交換し、互いに連携して当社グループの業務運営状況に関する問題点の把握、指摘、改善報告を行うとともに、会計監査人の適正な監査のための監査日程や監査体制の確保に努めております。

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、「企業倫理憲章」及び「法令等遵守規程」を定める。
- (2) 取締役会は、内部統制システムの基本方針を策定し、取締役による内部統制の実施状況について定期的及び随時に報告を受け、報告を指示し、内部統制の実施状況を監督し、適宜、「内部統制システムの基本方針」の見直しを行う。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、代表取締役社長の下、各部門を担当する管掌役員、及び各部門長が迅速に遂行する。また、内部牽制機能を確立するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において、それぞれの権限、実行責任者の明確化及び適切な業務手続きを定めるものとする。
- (4) 代表取締役社長は、取締役会が決定した本「内部統制システムの基本方針」に基づく内部統制の整備及び運営に責任を負い、「企業倫理憲章」の内容を当社の最優先課題とすること及びそのための内部統制の履践の重要性を取締役及び従業員に周知徹底する。とりわけ、内部統制に係る情報の伝達が従業員において正確かつ迅速に行われるような環境の醸成に努める。
- (5) 総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び従業員の教育等を行う。内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの実施状況を監査する。これらの活動は定期的のみならず問題があれば速やかに取締役会に報告するものとする。
- (6) 取締役は、コンプライアンス上の問題を発見した場合、遅滞なく監査役に報告するものとし、取締役会においても報告するものとする。
- (7) 総務部は、従業員が直接報告することを可能とする内部通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うものとする。
- (8) 従業員は、自らが担当する業務に関する内部統制手続きに習熟し、その実践に努めるとともに、担当業務に関して発生する内部統制上の課題、欠陥その他問題点の発見に努め、それらを統括する部門長に報告する責任を負う。
- (9) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断に取り組み、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するものとし、その旨を「企業倫理憲章」において定め、取締役及び従業員に周知徹底するとともに、それを実現するために必要な体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各所管部署は、「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、「文書管理規程」に基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、「リスクマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、総務部において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的のみならず問題があれば速やかに取締役会に報告し、問題がある場合は取締役会において改善策を審議・決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営目標を明確に設定し、その達成について、IT技術を活用した管理会計を導入し、これを活用した経営改善を全社的に検討することにより、業務の効率化を図る。

- (1) 取締役及び従業員が共有する全社的な社内情報システムを情報システム部門が一元管理し、業務の効率化を図る。
- (2) 取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- (3) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、每期、事業部門毎の予算を設定する。
- (4) 各部門を担当する管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- (5) ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、月次の業績を取締役に報告する。
- (6) 取締役会は、毎月、月次の業績結果をレビューし、各部門を担当する管掌役員に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。また、管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。
- (2) 子会社において、経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
- (3) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社を管理する担当部門を置き、子会社の経営において自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループにおける経営の適正かつ効率的な運用を行うものとする。
- (4) 当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための社内体制を構築する。また、内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、子会社を含めた全部署を対象とした内部監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確

保に関する事項

(1) 監査役は、経営企画部所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとして、監査業務を補助させることができる。
(2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、経営企画部長等の指揮命令を受けないことを「業務分掌規程」に規定することでこれを徹底し、監査役の指示に基づきその業務を行うものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、随時、報告を求めることができる。
- (2) 監査役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社グループの取締役及び従業員に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧することができる。
- (3) 当社グループの取締役及び従業員は、監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。
- (4) 当社グループの取締役及び従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合、及びコンプライアンス違反事項を認識した場合には速やかに監査役へ報告を行うこととし、報告した者の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換会を設ける。
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、経営会議に出席することができる他、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役及び従業員に対しその説明を求めることができる。
- (3) 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じて外部の専門家を独自に起用することができ、その費用は会社が負担するものとする。
- (4) 監査役は、会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等緊密な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社長を中心にコンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、全ての法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にそむくことのない、誠実、公正かつ透明な企業活動を継続するため、「法令等遵守規程」を定めており、その一つとして、反社会的勢力との対決を掲げております。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断に取り組み、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するものとし、その旨を「企業倫理憲章」において定め、経営トップから各従業員に至るまで、周知徹底を図っております。

整備状況については、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防止するために、仕入先、外注先、販売先について、ホームページ等で可能な限り情報収集、調査を行っております。また、新規取引及び更新段階において各申請書の書式にチェック項目を設けて反社会的勢力との関係がないことの確認を徹底しております。更に、対応部門を総務部とし和歌山県企業防衛連絡協議会に加盟することで関係機関及び他企業との連携を密にしており、万一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

本書報告日現在買収防衛策の導入は行っておりません。しかしながら、将来、導入を検討することとなる場合には、投資者保護の観点等についても十分に配慮した上で、慎重に検討してまいりたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・当社グループにおいて、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のために検討すべき課題は、当面以下の4点であると認識しており、具体的な取り組み内容については以下のとおりであります。

(1) 業績目標と経営者の責任体制の強化

コーポレート・ガバナンスの目的の一つは、経営者に対して明確な企業業績目標を与え、経営者がそれを責任もって実現する体制を確保することにあると考えております。経営者は取締役会による決定を確実に遂行するとともに、経営状況について開示すべき会社情報を適時、適切に開示し、IR活動により株主をはじめ企業のステークホルダーに常に明らかにする等の透明性を確保することにより、高い倫理観をもった意思決定を行い経営者の責任体制の強化につなげております。

(2) 取締役会の構成と機能の充実

定款に定めた取締役数は10名であります。経営の意思決定の迅速化を図るため、緊急を要する経営課題にも機動的に対応できる体制をとっております。その中で、できる限りの経営判断情報、課題等を迅速に取締役全員で共有し、議論を行っております。

(3) 内部統制の充実

内部統制の仕組みの一つとして内部監査業務を経営企画部が担当しており、必要な監査及び調査を定期的を実施しております。内部監査体制強化のため経営企画部以外の管理部門課員の応援を得る他、将来的には独立した内部監査部門を設置したいと考えております。

(4) 株主・一般投資家へのIRレベルの向上

株式公開企業として、株主、一般投資家へ積極的に必要かつ十分なアカウンタビリティが生じることは当然ながら、これに留まらず、広く一般社会に対するそれも重要であると認識しており、IRレベルの向上のために、IR担当役員である社長を筆頭にIR担当部署である経営企画部の部員は、積極的にIR活動を行うことにより経験、トレーニングを重ねております。また、外部団体の主催するIRセミナーや講習会に参加することによりレベル向上に取り組んでおります。

・適時開示体制の概要については、適時開示担当部署を経営企画部とし、管理部門である総務部及び経理部と逐次連携をとりながら適時開示を行っております。担当人員については、主として経営企画部員としております。適時開示に係る情報開示担当役員は、執行役員経理部長が担当しております。適時開示担当部署は、情報開示担当役員を補佐し、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従って適時開示を実施する他、適時、適切な情報開示を行うために適時開示に係る社内体制の維持、向上に努めております。適時開示の実施は、適時開示担当部署が適時開示情報伝達システムを通じての株式会社東京証券取引所への提出及び報道機関への伝達、並びに記者クラブへの投函を行う等、公平、迅速かつ広範な開示を行っております。また、株式会社東京証券取引所での開示処理後、速やかに当社ホームページにも掲載しております。なお、適時開示の実施は、情報の種類によって次の手順により行っております。

(1) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報に該当あるいは該当する可能性のある事項が発生した場合は、情報開示担当部署が所管部署より情報を一元的に収集し、情報開示担当役員に報告、協議いたします。開示が必要と判断された情報については、社長の承認を得て速やかに情報開示を行います。

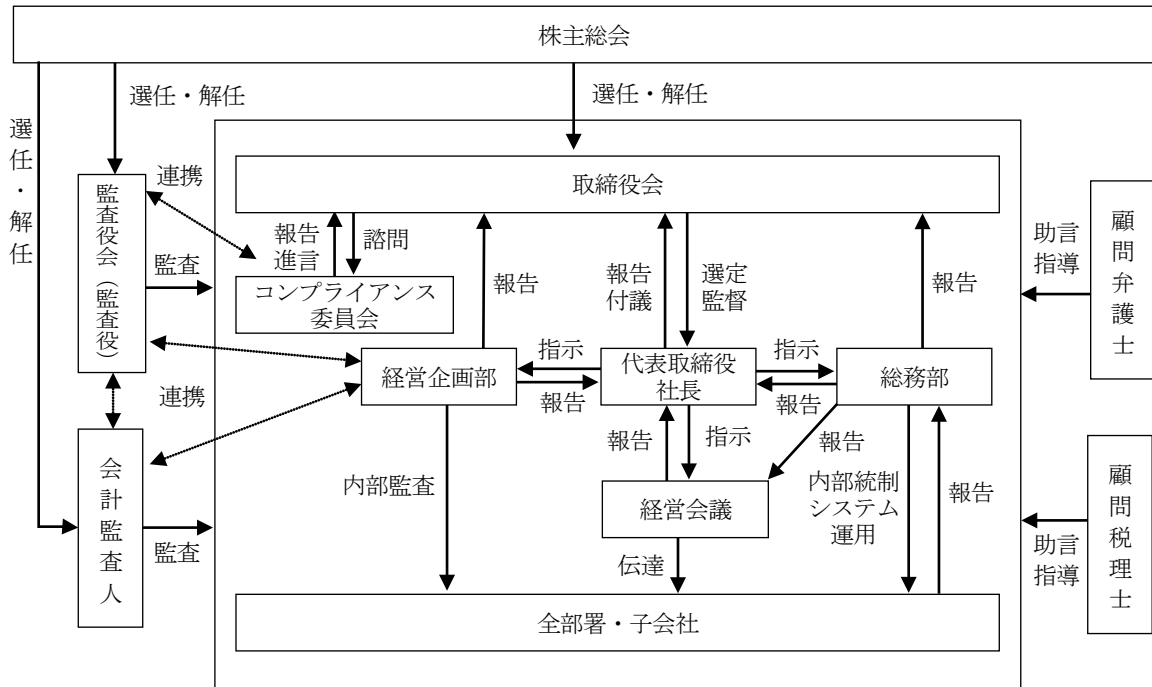
(2) 決定事実に関する情報

会社の重要な施策に係る決定事実に関する情報は取締役会の承認後速やかに適時開示を行います。

(3) 決算に関する情報

本決算及び四半期決算に係る情報は、取締役会の承認後速やかに適時開示を行います。業績予想の修正については、業績予想に重大な影響を与えることが明らかになった時点で、取締役会の承認後速やかに適時開示を行います。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

